

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則	五〇
福島県立テクノアカデミー条例施行規則の一部を改正する規則	五〇
告示	五二
一般廃棄物処理施設設置の許可申請があった件	五二
生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件	五二
生活保護法による指定介護機関の事業所の名称を変更した旨届出があった件	五二
生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった件	五三
生活保護法による指定介護機関の事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があった件	五三
生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件	五三
生活保護法による指定介護機関の事業を再開した旨届出があった件	五三
保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件九件	五三
道路の区域を変更する件四件	五五
公告	五六
肥料の登録の有効期間を更新した件	五七
都市計画法により公聴会を開催する件	五七

規 則

福島県立テクノアカデミー条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年九月二十三日

福島県規則第六十四号

福島県知事 内堀雅雄

福島県立テクノアカデミー条例施行規則の一部を改正する規則

福島県立テクノアカデミー条例施行規則（昭和四十四年福島県規則第百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（産業人材育成課）

告 示

福島県告示第五百六十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項の規定により、一般廃棄物処理施設を設置しようとする者から許可の申請があったので、次のとおり告示する。なお、その申請書及び同条第三項に規定する当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を、平成二十八年九月二十三日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
環境省東北地方環境事務所福島環境再生事務所 所長 土居 健太郎
福島県福島市栄町十一番二十五号AXCビル六階
- 二 一般廃棄物処理施設の設置の場所
福島県双葉郡大熊町大字小入野字東平百二十七番ほか十三筆
- 三 一般廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第五条第一項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設
- 四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
津波廃棄物、家屋解体廃棄物、片付ごみ及び除染廃棄物
- 五 申請年月日
平成二十八年八月三十一日
- 六 縦覧場所
福島県相双地方振興局県民環境部環境課
福島県南相馬市原町区錦町一丁目三十番地
大熊町いわき出張所環境対策課
福島県いわき市好間工業団地一番地四十三
富岡町郡山事務所住民課
福島県郡山市大槻町字西ノ宮四十八番地五

- 4 富岡町いわき支所
- 福島県いわき市平北白土字宮前八番地
- 5 双葉町いわき事務所住民生活課
- 福島県いわき市東田町二丁目十九番地の四

(一般廃棄物課)

福島県告示第五百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年九月二十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
しおかわ調剤薬局	喜多方市塩川町字東森町五一―一二	有限会社ト	新潟県新発田市諏訪町一―三一―六	平成二八年六月二四日	居宅療養管理指導 防居宅療養管理指導
おりーぶ薬局伊達店	伊達市杏形四一―一一	株式会社アスク	伊達市杏形四二―一一	同 年 七月一日	同
デイサービス米代の家	会津若松市米代二―一一―一〇	日本精測株式会社	会津若松市山鹿町一―一―一〇	同 年 二月二八日	通所介護 介護予防 介護所介
グループホームはこべ南棟	田村市常葉町常葉字七日市場九	有限会社タムラ	田村市常葉町常葉字七日市場九	同 年 一月一日	認知症対応型共同生活介護 介護予防 介護所介

福島県告示第五百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の名称を変更した旨届出があった。

平成二十八年九月二十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

事業所の名称	事業所の名称		事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
	変更前	変更後			
アイミー薬局駅前店	アイミー薬局駅前店	福島駅前	福島市栄町六一―六	株式会社ファーク	東京都千代田区神田練堀町六八一―ムラタヤビル二階
つくし薬局	つくし薬局	つくし	白河市大鹿島前二五―一	同	同
ファークコスめぐみ薬局北店	ファークコスめぐみ北	めぐみ北	同 市外薄葉一七―五	同	同
白河調剤薬局	白河	白河	同 市六反山一〇―三六	同	同
かすみ薬局	かすみ	かすみ	二本松市成田町一―八一―七一―一	同	同
アイランド須賀川居宅支援事業	アイランド須賀川居宅支援事業	須賀川市丸田町四七―一	同	同	同
ワンランド須賀川居宅支援事業	ワンランド須賀川居宅支援事業	郡山市安積町日出山四―一八一	同	同	同

対応型共同生活介護

(社会福祉課)

アイランド介護センター西郷	アイランド西郷 居宅支援事業所	宮	あい・デイサー ビスセンター本	アイランド本宮 居宅支援事業所	センター本宮	アイランド介護センター本宮	アイランド介護センター須賀川	所
西郷	ワンランドケア	同	同	同	同	同	同	所
同	同	同	同	同	同	同	同	社
同	同	同	同	同	同	同	同	同

(社会福祉課)

福島県告示第五百六十五号
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった。
 平成二十八年九月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

会津中央訪問看護ステーション	変更前	会津若松市松町	変更後	会津若松市東山町大字石山字院	事業者の名称	一般財団法人温知	事業者の主たる事務所の所在地	会津若松市鶴賀町一一一
----------------	-----	---------	-----	----------------	--------	----------	----------------	-------------

会津中央訪問看護指定居宅介護支援事業所	同	市東山町大字湯本字下原二四五	同	同	同	同	同	内一七一
ホームケアサートー須賀川	同	市松町一一二九	同	同	同	同	同	会
ニチイケアセンター須賀川	同	須賀川市塚田一三一一 ヨネクラビル二F	同	同	同	同	同	同

(社会福祉課)

福島県告示第五百六十六号
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があった。
 平成二十八年九月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

変更前	変更後	変更前	変更後	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
アイランド介護センター白河	ワンランドケア白河	白河市豊地弥次郎一四一	白河市昭和町二七三一	ワンランド株式会社	郡山市安積町日出四一 一八一

(社会福祉課)

福島県告示第五百六十七号
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次

の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。
平成二十八年九月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
ファーマライズ薬局飯盛店	会津若松市中島町六十一	株式会社みなみ薬局	愛知県名古屋市中川区松平町五十二一六	平成二八年五月三十一日	居宅療養管理指導 介護予防 防居宅療養管理指導
トリム薬局山鹿店	同 市本町一三五	同	同	同 日	同
デイサービスセンター野の花	須賀川市諏訪町九	有株式会社パブリック	須賀川市森宿字鍛冶山八一六	同 日	介護予防 通所介護

(社会福祉課)

福島県告示第五百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を再開した旨届出があった。
平成二十八年九月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	再開年月日	サービスの種類の種類
会津長寿園指定居	会津若松市門田町	社会福祉法人会津	会津若松市門田町大字黒岩字五	平成二八年四月一日	居宅介護 支援事業

宅介護支援事業所
大字黒岩一長寿園
字五百山
丙四九一
三

百山丙四五九一
三

(社会福祉課)

福島県告示第五百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施設要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
平成二十八年九月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
小沢栄太郎 吉田孫次郎 蛭田藤吉 鈴木徳太郎 瀬谷和一
- 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施設要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施設要件については、保安林の指定施設要件を変更する件（平成二十八年農林水産省告示第千五百六十一号）によること。

(森林保全課)

福島県告示第五百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施設要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
平成二十八年九月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
澤田裕伯 東北電力株式会社 小野文弥 小野福次 蛭田宗市 蛭田幸平 小野一吉 蛭田正男 蛭田市郎 稲村秀造 新藤一 小宅克明 稲村兼吉 小宅寅一 小宅辰男
- 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施設要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施設要件については、保安林

の指定施業要件を変更する件（平成二十八年農林水産省告示第千五百六十三号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第五百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十八年九月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 - 齋藤亀吉 田子己之藏 田子平兵エ 田子庄作 田子長三郎 加茂俊直 笹川保
 - 皆川多之藏 皆川進 古川貞雄 高木直枝 高橋トク 佐藤勇雄 佐藤岩雄 作山
 - キミ子 蛭田庄次 秋山チヨ 秋山久保 秋山正治 秋山芳一 川井孝子 沢田利
 - 治 田山修 渡辺正子 白石吏子 白石正市 蓬来美資
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成二十八年農林水産省告示第千五百六十四号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第五百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十八年九月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 - 松崎守 下藤孝子 松崎重二郎
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成二十八年農林水産省告示第千五百六十五号）によること。

福島県告示第五百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十八年九月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 - 小松熊吉 東北電力株式会社 小野雅彦 蛭田熊吉 小野角次 村田要平 小松哲也 小松庄吉 蛭田万吉 蛭田公明 小宅造酒之助 小野角次 新藤定藏 村田寅松 稲村兼吉 稲村秀造 稲村積
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成二十八年農林水産省告示第千五百六十六号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第五百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十八年九月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 - 蛭田熊吉 小宅新五郎 小宅栄助 小野喜四郎 小野子之松 新藤庄五郎 水野兵三郎 村田要平 稲村庄八 稲村庄藏 東北電力株式会社 鈴木喜三郎
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成二十八年農林水産省告示第千五百六十七号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第五百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十八年九月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 高木十吉 齋藤梅太郎 山野光吉 上遠野武 箱崎美男 鈴木一夫 上遠野春治 上遠野金治 為永巳之松 為永正二 雲藤光将 永瀬栄一郎 永瀬直人 延々彦松 乙山登 加賀谷定夫 金澤ツルイ 古澤富忠 高崎敬吾 高木きぬ 高木吉助 高木幸三 高萩喜美代 高萩要右エ門 根本敏雄 山形平次 榎田健次郎 榎田和四 蛭田幸 蛭田治平 蛭田清重 小澤義雄 小野正一 新井壮吉 井澤平雄 石川金二 大谷トシ 中村惣三郎 長岡義次 渡邊キン 芳賀富寿男 羅知要 鈴木光次 鈴木正司 江尻義夫 為永巳之松 為永正二 永瀬栄一郎 古澤富忠 渡邊キン 榎田健次郎 榎田和四 日本鋳業株式会社 蓮實英一 山口龍馬 加藤一夫 高萩要右エ門 榎田幸

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成二十八年農林水産省告示第千五百六十二号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第五百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十八年九月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 緑川末松 石城殖林株式会社 小野雅彦 永田正人 永田陽子
二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成二十八年農林水産省告示第千五百七十五号）によること。

よること。

福島県告示第五百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十八年九月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 小宅新五郎 日野菊藏 小宅栄助 稲村庄藏 田宗市 田幸雄 田正男 新藤一 稲村兼吉 小宅寅一 小宅辰夫 田末広 小宅新五郎 新藤庄五郎 日野菊造
二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成二十八年農林水産省告示第千五百七十四号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第五百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十八年九月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の変更後	敷地の幅員	延長
一般国道 一一五号	伊達市霊山町石田字百 目木一〇六番一地先か ら 同 市霊山町石田字的 場二三番五地先まで	変更前 変更後	(メートル) 八・八 二四・四	(メートル) 一九八・二 二〇一・二

福島県告示第五百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十八年九月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前の 変更後の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道白河 石川線	石川郡石川町字猫啼三 八四番三地从先から 同 郡同 町字猫啼三 六一番七地先まで	変更前	七・五〇	二四九・七
		変更後	九・六〇	二六五・八

(道路計画課)

福島県告示第五百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十八年九月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一八号	石川郡石川町字猫啼三 五七番一地从先から 同 郡同 町字猫啼三 六一番七地先まで	変更前	七・五〇	二四七・二
		変更後	九・六〇	二四二・五

福島県告示第五百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十八年九月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前の 変更後の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道常磐 勿来線	いわき市常磐関船町迎 一八番地先から 同 市常磐関船町諏 訪下三〇番九地先まで	変更前	七・〇〇	三四五・〇
		変更後	一一・〇〇	三四四・〇

(道路計画課)

公 告

公告第二百四十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

平成二十八年九月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)			その他の規格	氏名又は名称	住所	更新した登録の有効期限
201	なたね油かす	なたね	窒素全量	りん酸全量	加里全量	該当事項あり。	五十嵐 泉子	福島県河沼郡	平成34年9月

及びその 粉末	油かす 粉末					会津坂 下町字 市中新 町甲38 15番地 1	13日
------------	-----------	--	--	--	--	--	-----

(農業総合センター)

公告第二百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、二本松本宮都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成二十八年九月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 公聴会の開催日時及び場所

日時 平成二十八年十月十一日（火） 午後六時三十分から

場所 二本松市金色四百三番地一 二本松市役所正庁

二 公聴会の案件

二本松本宮都市計画道路を変更する案

三 公述人の資格

公述人になることができる者は、二本松本宮都市計画区域内の住民に限る。

四 公述人の申出

公述人になる者とする者は、平成二十八年十月四日（火）までに、別記様式による公述申出書をその者の居住する市町村又は福島県北建設事務所を経由して知事に提出して申し出るものとする。

五 その他

1 福島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年福島県規則第九十一号）第六条第一項

の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。

2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市計画課、福島県北建設事務所又は二本松市の都市計画担当課において縦覧に供する。

3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市計画課、2の福島県建設事務所又は2の都市計画担当課に問い合わせること。

別記様式

公 述 申 出 書

平成28年9月23日付け福島県報に登載された「二本松本宮都市計画道路を変更する案」
に
関し、次のとおり公述を申し上げます。
平成28年 月 日
福島県知事 内堀雅雄

公述申出人

住所

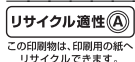
氏名

氏名

- 1 意見を述べようとする理由
- 2 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本工業規格A列4番の大きさの400字詰め原稿用紙1枚以内に横書きのこと。

(都市計画課)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,500円】

発行者 印刷所 株式会社 第一印刷